

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	賦課金等の徴収	
	土地改良法第 9 6 条の 4（法第 3 6 条第 1 項準用）	
所 管 課	農 政 部 農 業 土 木 課	
処 分 基 準	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 堺市土地改良事業分担金条例および同施行規則 条例第 2 条第 1 項 本市は、事業の施行に要する費用の一部に充てるため、当該事業によって利益を受ける者で、当該事業の施行に係る地域内にある土地について法第 3 条に規定する資格を有する者（以下「受益者」という。）から分担金を徴収する。 条例第 3 条第 1 項 分担金の総額は、毎年度当該事業の施行に要する費用に、規則で定める事業の種別に応じ、規則で定める率を乗じて得た額とする。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第 1 3 条第 2 項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	